

第4章 重点区域の位置及び範囲

1. 重点区域の位置及び範囲

(1) 歴史的風致の分布

重点区域の核となる重要文化財建造物等の位置及び金沢の維持向上すべき歴史的風致の分布を以下に整理する。

①国指定、選定文化財の位置

小立野台地先端部には、「金沢城跡」（国指定史跡）と「兼六園」（国指定特別名勝）がある。旧金沢城内には「金沢城石川門ほか」、「金沢城三十間長屋」、「金沢城土蔵（鶴丸倉庫）」（いずれも国指定重要文化財（建造物））、兼六園に隣接して「成巽閣」（国指定重要文化財（建造物））、「成巽閣庭園」（国指定名勝）がある。また、これらの周囲には、旧城内にあった「尾崎神社本殿ほか」（国指定重要文化財（建造物））、近代以降に建築された「尾山神社神門」、「旧第四高等中学校本館」、「旧金澤陸軍兵器支廠（石川県立歴史博物館）」、「旧石川県第二中学校（金沢くらしの博物館）」（いずれも国指定重要文化財（建造物））がある。



尾崎神社拝殿

また、旧城下町の南郊に位置し加賀藩主前田家墓所（国指定史跡）がある野田山に連なる大乗寺山の中腹には、「大乗寺仏殿」（国指定重要文化財（建造物））を中心とした大乗寺伽藍がある。



金沢の歴史的風致を形成する歴史的街並みの代表的なものとして、卯辰山山麓の浅野川右岸近くには「東山ひがし」（国選定重要伝統的建造物群保存地区）の街並みが残り、茶屋建築の典型である「志摩」（国指定重要文化財（建造物））

がある。また、浅野川大橋下流左岸には「主計町」、卯辰山山麓沿いには「卯辰山麓」、犀川左岸近くには「寺町台」（いずれも国選定重要伝統的建造物群保存地区）の街並みが残る。

また、中心市街地と卯辰山には、城下町の都市構造を現在まで継承し、街路網や用水路等が現在の都市景観に反映されているだけでなく、城下町が醸成した伝統と文化による生活文化や生業を中心とした伝統工芸等の店舗が独特の界隈性を生み出している「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」（国選定重要文化的景観）が広がる。



東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区



かずえまち
主計町重要伝統的建造物群保存地区



うたつかんろく
卯辰山麓重要伝統的建造物群保存地区



寺町台重要伝統的建造物群保存地区

市街地東部の上辰巳町から中心市街地には、寛永年間に加賀藩が金沢城の水利を改善する目的で造営した、延長約11km（指定延長約8.7km）におよぶ「辰巳用水」（国指定史跡）がある。また、涌波町付近には、江戸時代に加賀藩が黒色火薬製造施設を設立し、敷地面積は幕末時点で11万m²を超えると推定される「辰巳用水 附 土清水塩硝蔵跡」（国指定史跡）がある。敷地の東側を流れる辰巳用水の水流が黒色火薬の製造に利用されていた痕跡が見つかり、辰巳用水との深い関連性が明らかになった。

藩政期に形成された3寺院群の1つである寺町寺院群の松月寺には大通り沿いの築地塀を越えて大きく張り出す「松月寺のサクラ」（国指定天然記念物）があり、兼六園側の旧県庁舎前の「堂形のシイノキ」（国指定天然記念物）は、広坂通りのシンボルとなっている。また、野田山に連なる大乗寺丘陵の南に位置する山科地内を流れる伏見川には、「山科の大桑層化石産地と甌穴」（国指定天然記念物）がある。

近世から湯治場として知られた湯涌温泉近くにある金沢湯涌江戸村では、代表的な金沢の町家のひとつである「旧松下家住宅」、「旧鰐波本陣石倉家住宅主屋ほか3棟」（いずれも国指定重要文化財（建造物））など金沢や北陸地方の文化財建造物が移築されている。

市街地西部の平野部に位置する新保本町地内には、縄文時代後・晩期の遺跡で、日本で初めて多数のクリの巨大木柱根が発見された「チカモリ遺跡」（国指定史跡）がある。また、チカモリ遺跡の西方に位置する上荒屋地内には、奈良・平安時代の荘園跡である「東大寺領横江荘遺跡（上荒屋遺跡）」（国指定史跡）がある。

市域北東部の松根町と富山県小矢部市との県境付近には、天正年間に築造もしくは改修された「かえ つくにざかいしろあとぐん加越国境城跡群及び道」（国指定史跡）がある。

市街地の南東に位置する末町には、昭和5年（1930）から本市で最初に建設された浄水場施設の末浄水場があり、その前庭には噴水池と石積み及び鉄筋コンクリート造の東屋が当時の位置に現存する「末浄水場園地」（国指定名勝）がある。

②金沢の維持及び向上すべき歴史的風致の分布

本計画の第2章において、本市における11の歴史的風致を示したが、その分布状況を以下に整理する。

「金沢城・兼六園周辺に見る歴史的風致」は、金沢城跡や兼六園を中心とする金沢を象徴する旧城下町空間にある。城内の広場では季節ごとに加賀鳶梯子登りや薪能などが催され、金沢の伝統文化や伝統芸能の舞台として賑わいを見せ、兼六園では周辺に位置する茶室で茶会が催され、雪吊りに代表される庭師などの技が日本の庭園文化の伝統を継承している。

「茶屋街に見る歴史的風致」は、藩政期以降の3茶屋街に見られ、「ひがし」は卯辰山山麓の浅野川右岸近く、「主計」は浅野川大橋下流左岸、「にし」は犀川左岸寺町台のほぼ先端に、それぞれ位置している。現在も、伝統的な茶屋建築で茶屋文化が華やかに息づいている。

「寺院群に見る歴史的風致」は、藩政期に形成された3寺院群に見られ、「卯辰山山麓寺院群」は卯辰山山麓、「小立野寺院群」は小立野台地、「寺町寺院群」は寺町台地にそれぞれ位置している。各寺院群では、藩政期から広く庶民の間で信仰されてきた宗教行事や民俗行事が盛んで、現在もそれらを見ることができる。

「旧武士居住地に見る歴史的風致」は、藩政期に城下の約6割の面積を占め、金沢城を中心に面的に広がっていた武士居住地に見られ、現在も市内各所で土塀や長屋門、茶室等の建造物、コモ掛けや雪吊り等の伝統行事を見ることができる。

「旧町人居住地に見る歴史的風致」は、藩政期に武士居住地の間を縫うように、北国街道や往還の沿道に線的に広がっていた町人居住地に見られ、現在も町家建築や商人文化を継承し、旧街道の雰囲気や往時の生業を感じることができる。

「河川に見る歴史的風致」は、市中心部を流れる「犀川」と「浅野川」の2つの河川空間に見られる。犀川では、現在も加賀藩御用達の染物店が犀川沿いで染物業を営んでおり、浅野川では、県指定無形文化財に指定されている「加賀友禅流し」が現在も行われている。

「丘陵・台地に見る歴史的風致」は、「卯辰山」、「小立野台地」、「寺町台地」3つの丘陵、台地と、寺町台地に続く「野田山」などに見られる、緑豊かな自然地形と一体となって形成されている。これらは、藩政期から続く旧城下町と一体のもので、それぞれの地域では、豊かな自然や地形の中で、独特的な文化を創り出している。

「街路・用水に見る歴史的風致」は、現在も市民の生活背景に色濃く残されている。藩政

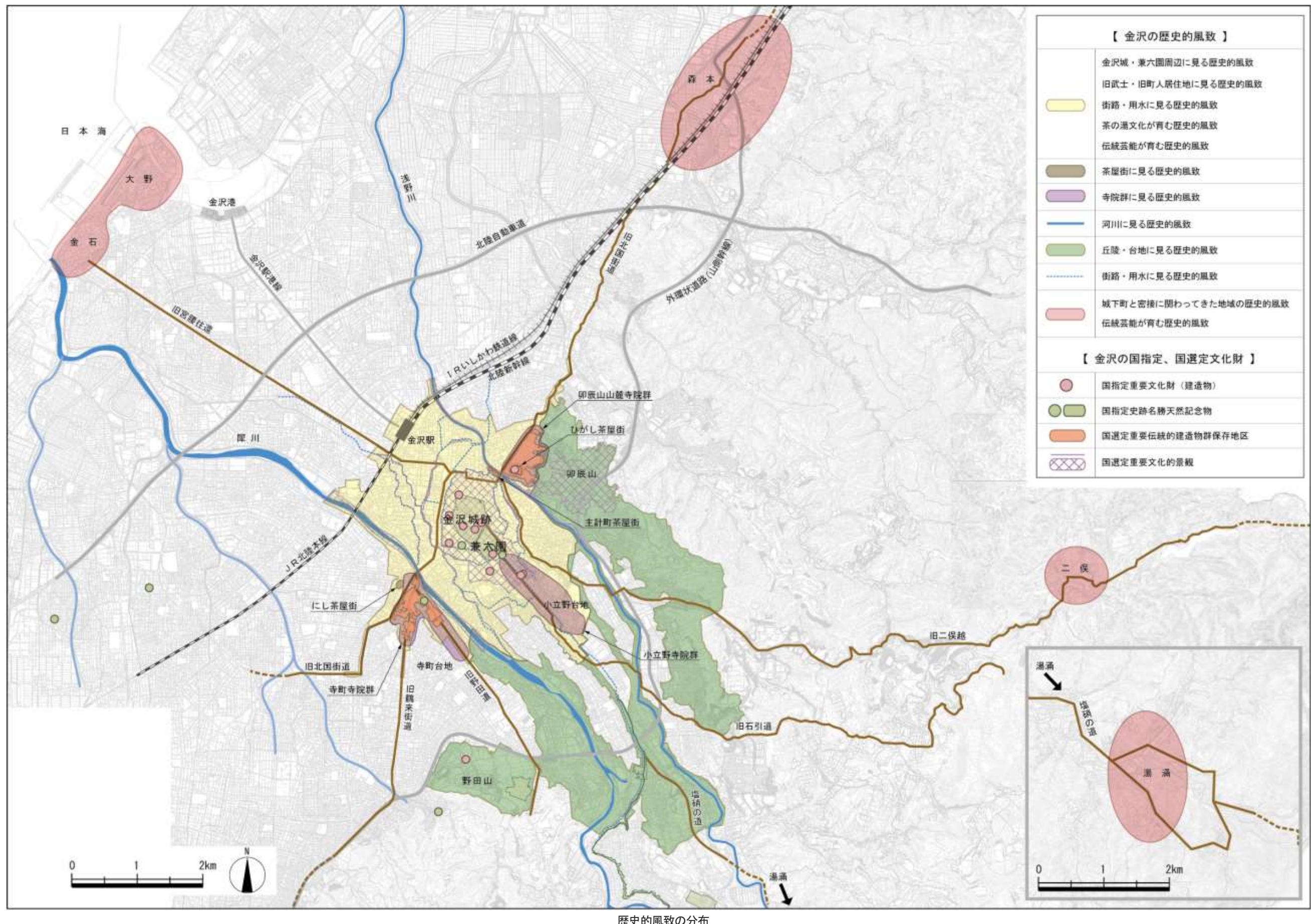
期に城下町を構成した街路網は、現在でもその基本的形態が残っており、また、犀川や浅野川等を水源とした用水は旧城下町を縦横に流れており、人々と密接な関わりを持っている。

「茶の湯文化が育む歴史的風致」は、広く市内全域で市民の生活の中に深く息づいており、市内には現在も旧城下町を中心に多くの茶室が残るなど、日頃から多くの人々が茶の湯を嗜んでいる。藩政期から広まつた茶の湯は、工芸や作庭、和菓子、建築などで、現在も市民の生活に大きな影響を与えている。

「伝統芸能が育む歴史的風致」は、加賀宝生に代表される能楽や加賀獅子として、旧城下町のほか金石や大野など周辺地域の各所で見ることができ、広く市民の中に息づいている。

「城下町と密接に関わってきた地域の歴史的風致」は、城下町の周辺にあり、藩政期に物流や特別の産業によって城下町と深く関わりながら発展していた地域に見られる。「金石（旧みやのこし）」や「大野」は、藩政期からの港町として発展し、現在も歴史的建造物や民俗行事が盛んに行われている。そのほか、越中へ向かう旧二俣越の途中に位置する「二俣」、藩政期に越中五箇山と城下を結んだ塩硝の道の中継点であった「湯涌」などの城下町と密接に関わってきた地域があり、それぞれの地域で、藩政期の生活風景や民俗行事を見ることができる。

このような金沢の維持及び向上すべき歴史的風致の分布を以下の図に示す。



(2) 重点区域の位置

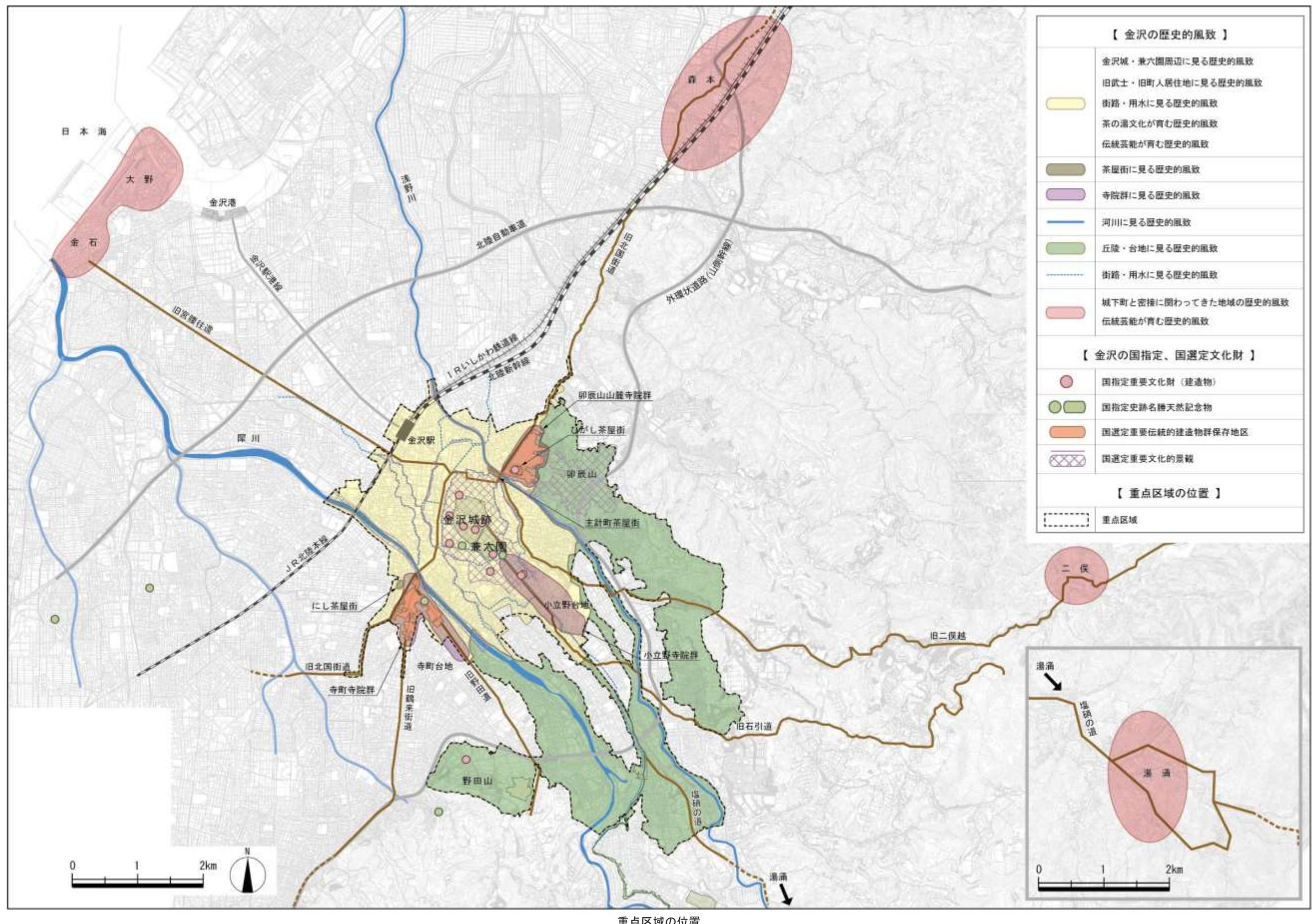
重点区域の核となる重要文化財建造物等は旧城下町に集積している。

また、金沢の維持及び向上すべき歴史的風致は旧城下町とその周辺地域に見られ、旧城下町とその自然地形を形成する丘陵、台地を中心とする区域で特に重層的に位置していることがわかる。

このことから、金沢城跡や兼六園周辺を中心とする旧城下町並びに市街地の背景として一体で連なる金沢の自然、地形の特徴を顕著に示す丘陵、台地の一部を含む区域を重点区域の位置とする。



旧城下町と丘陵・台地

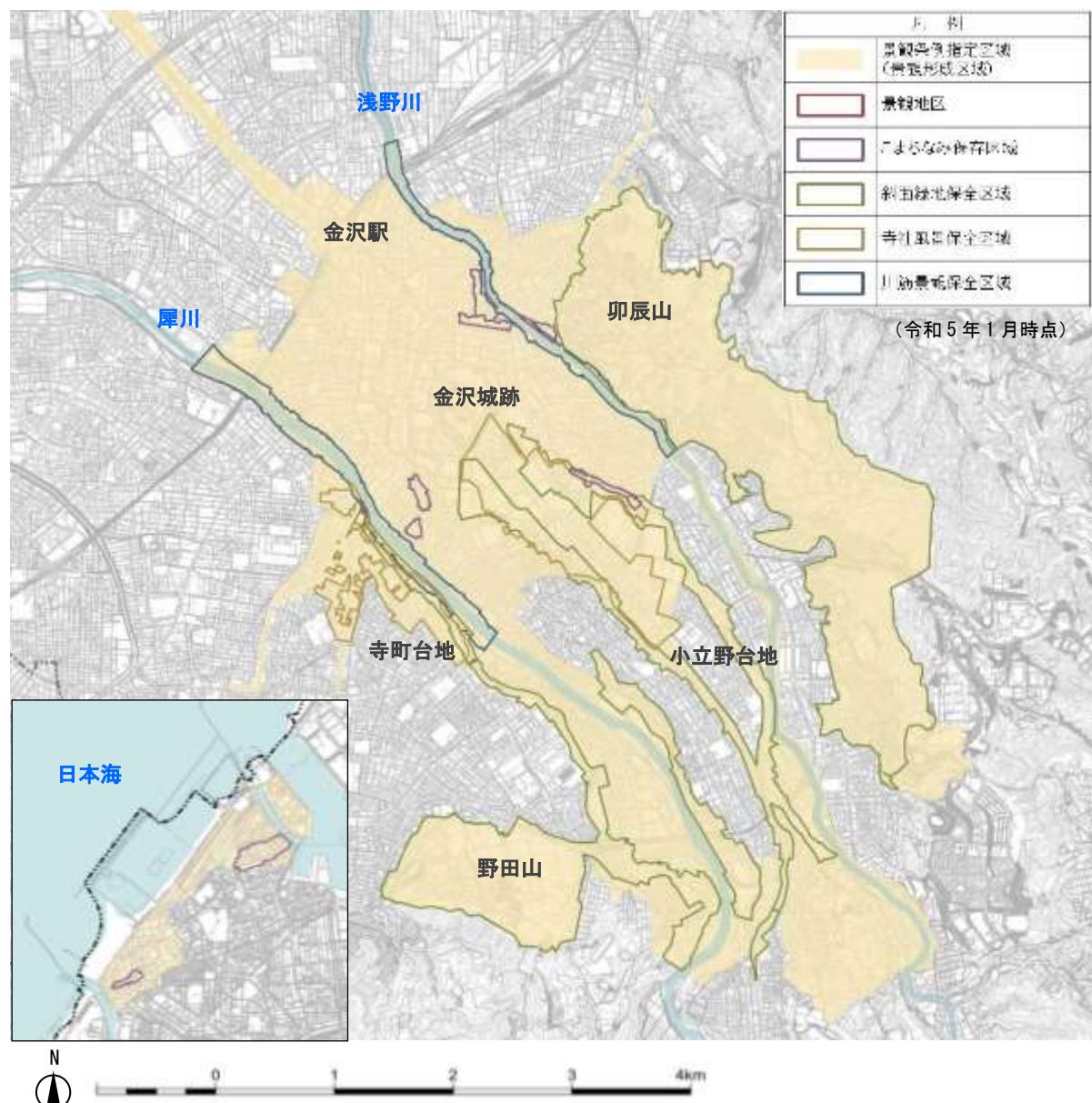


(3) 重点区域の範囲

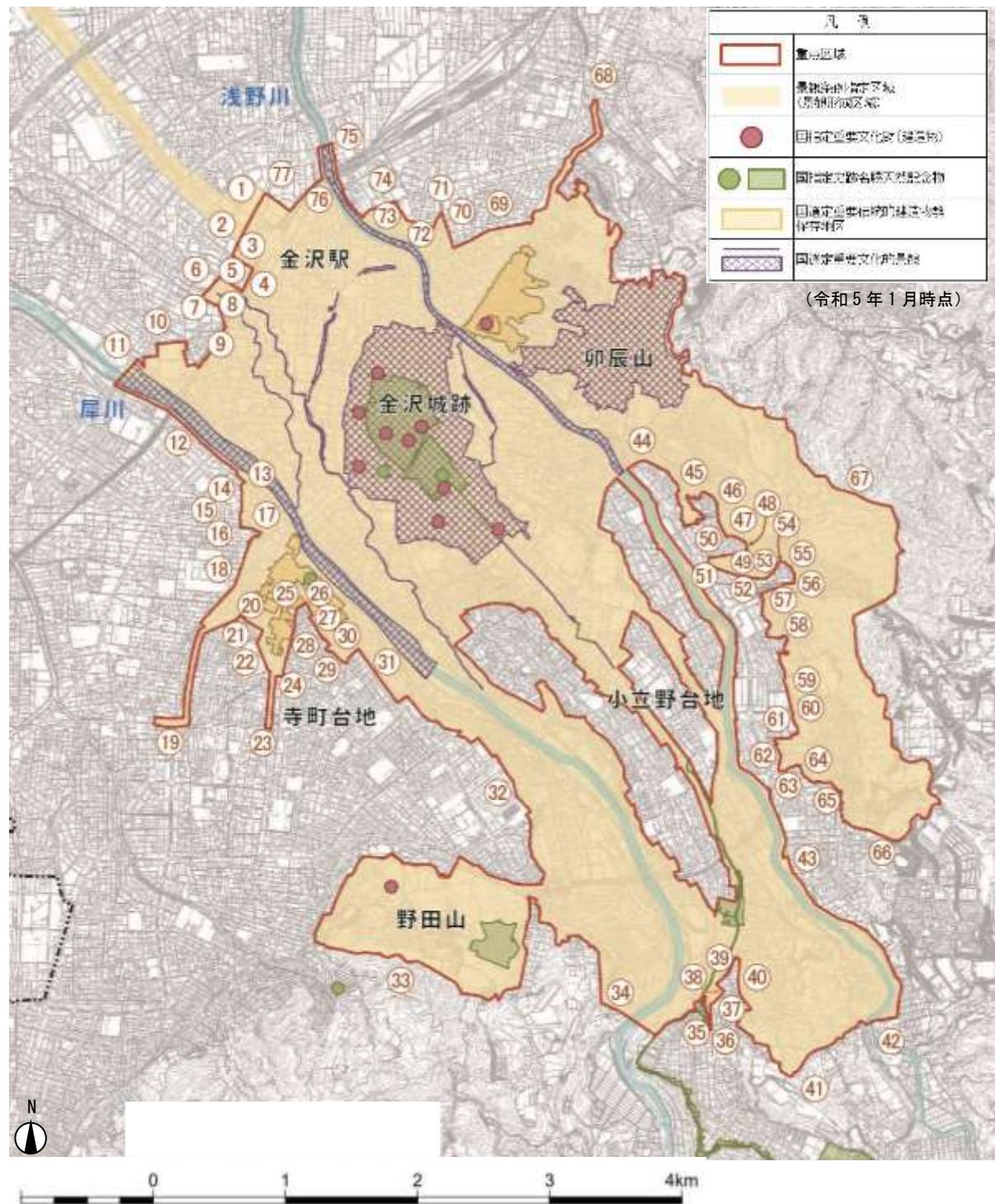
本市はこれまで、「景観条例」や「こまちなみ保存条例」などの景観関連条例に基づく区域を指定し、金沢の歴史的風致の維持及び向上に努めてきた。

中でも、「景観条例」はこれらの中で最も総合的な条例であり、条例に基づく指定区域の範囲は他の条例の指定区域を包含していることから、重点区域は景観条例に基づく景観形成区域のうち、重要文化財建造物等が集積する範囲とする。

次項にその範囲を示す。



景観関連条例等の指定区域図



重点区域の範囲

重点区域の区域界

区間	区域界	区間	区域界
(1)	1級幹線12号北間・中橋線	(40)	崎浦12号館山町線1号
(2)	主要地方道金沢田鶴浜線	(41)	遠望風致区域界(浅野川上流地区)
(3)	1級幹線109号金沢駅西通り線	(42)	1級幹線77号田上銚子線
(4)	JR北陸本線	(43)	浅野川沿線
(5)	主要地方道金沢港線	(44)	2級幹線303号田井田上線
(6)	1級幹線13号中橋八日市線	(45)	遠望風致区域界(奥卯辰山地区)
(7)	県道上安原昭和町線	(46)	2級幹線303号田井田上線
(8)	元菊町線9号	(47)	浅川49号若松町三丁目線2号
(9)	JR北陸本線	(48)	浅川13号若松町一丁目線2号
(10)	大和町広場	(49)	浅川14号若松町二丁目線2号
(11)	大豆田大橋	(50)	浅川14号若松町二丁目線1号
(12)	犀川沿線	(51)	浅川47号もりの里二丁目線11号
(13)	準幹線512号御影白菊線	(52)	準幹線567号若松線
(14)	中村町線21号	(53)	浅川15号若松町東線16号
(15)	白菊町線3号	(54)	浅川52号若松町線7号
(16)	増泉一丁目線24号	(55)	浅川15号若松町東線15号
(17)	主要地方道金沢美川小松線	(56)	角間川
(18)	泉用水沿線	(57)	主要地方道金沢井波線
(19)	旧北国街道沿線(準幹線509号泉町線、国道157号)	(58)	遠望風致区域界(奥卯辰山地区)
(20)	野町三丁目線3号	(59)	浅川50号上若松町線11号
(21)	弥生一丁目線25号	(60)	浅川2号田上町線
(22)	弥生一丁目線8号	(61)	浅川18号田上町線31号
(23)	旧鶴来街道沿線(準幹線517号野町泉野出町線)	(62)	浅川18号田上町線29号
(24)	雀谷川	(63)	遠望風致区域界(奥卯辰山地区)
(25)	主要地方道金沢鶴来線	(64)	浅川5号田上町線
(26)	寺町五丁目線9号	(65)	浅川18号田上町線14号
(27)	寺町四丁目線13号	(66)	県道芝原石引町線
(28)	寺町四丁目線6号	(67)	遠望風致区域界(奥卯辰山地区、卯辰山地区)
(29)	既存道路	(68)	旧北国街道沿線(準幹線532号大樋山の上線)
(30)	寺町二丁目線2号	(69)	1級幹線10号武藏森山線
(31)	県道別所野町線	(70)	小橋町線2号
(32)	遠望風致区域界(犀川上流地区)	(71)	浅野本町一丁目線3号
(33)	遠望風致区域界(野田山地区)	(72)	準幹線524号昌永小橋線
(34)	遠望風致区域界(犀川上流地区)	(73)	準幹線507号浅野本彦三線
(35)	1級幹線3号犀川大通り線	(74)	県道金沢停車場北線
(36)	県道小原土清水線	(75)	浅野川沿線
(37)	金沢市大桑配水場線	(76)	IRいしかわ鉄道線
(38)	崎浦11号大道割線4号	(77)	1級幹線122号金沢駅東通り線
(39)	県道小原土清水線		

(4) 重点区域の名称、面積

重点区域の名称及び面積を以下に示す。

○重点区域の名称：金沢城下町区域

○重点区域の面積：2,140ha

2. 重点区域の指定の効果

重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、歴史的建造物や歴史的街並みの保存・活用とその周辺環境の整備が進展し、金沢全体の個性と魅力が向上することになり、金沢の歴史や伝統が広く市民に再認識される。また、伝統文化や工芸技術の個性や魅力を高めるための環境整備の進展や活動機会の増大を通じた活性化も期待され、市域におけるそれらの保存・継承・発展に大いにつながる。

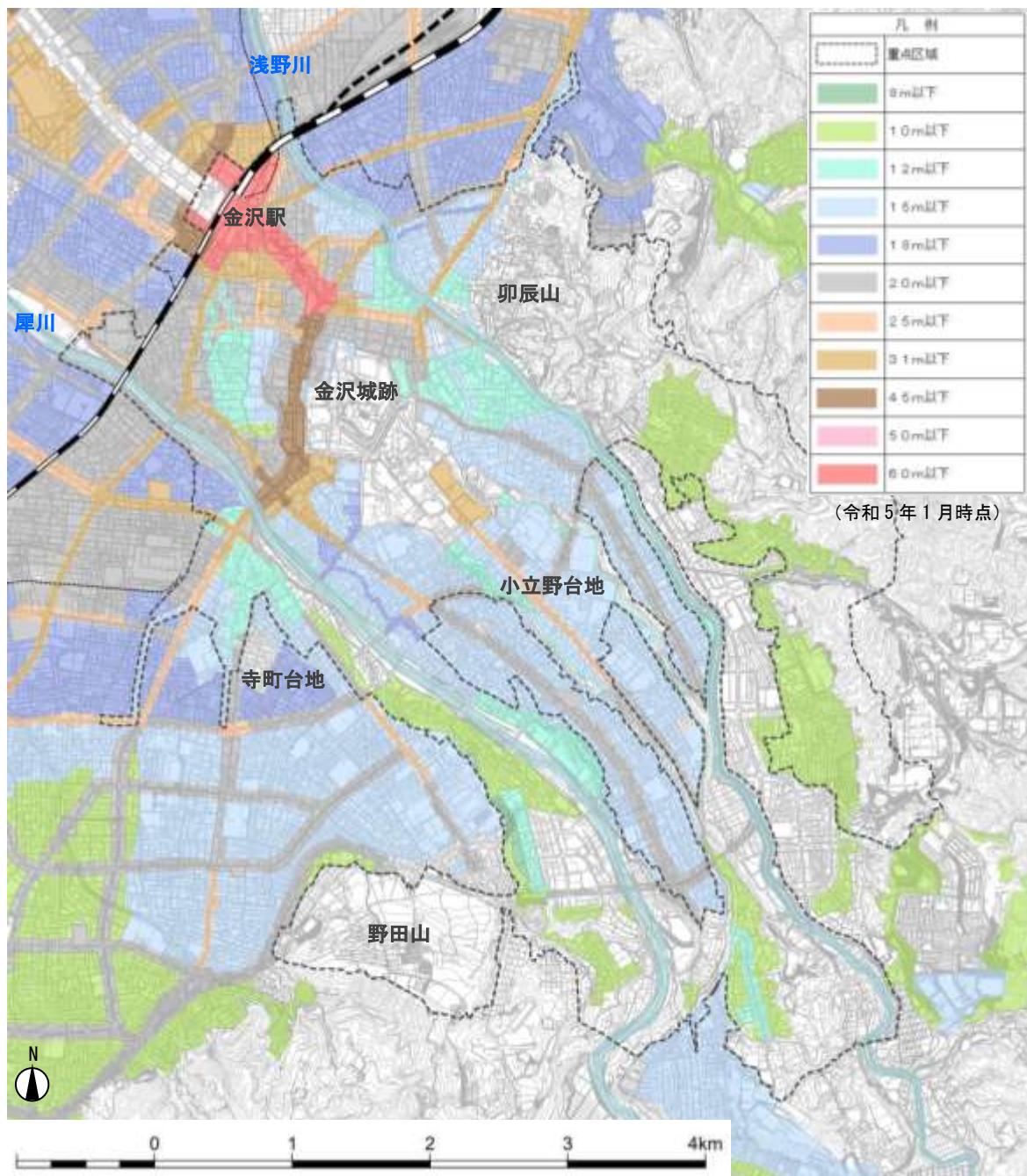
これらのことは、金沢の重要な歴史的、文化的資源の個性と魅力を高め、ひいては、金沢を訪れる観光客の増大と長期滞在機会の拡大が見込まれ、歴史・文化を活かした多様なサービスを提供する機会が増大するとともに、新たな産業需要の創出、観光、産業振興による金沢全体の活性化が期待される。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

本計画の重点区域は、景観計画に基づく景観形成区域の範囲の一部であり、本市独自の景観関連条例もその範囲を包含している。したがって、重点区域において、歴史的風致の維持及び向上のための景観誘導が図られることで、以下に示す各施策との連携が図られることとなる。

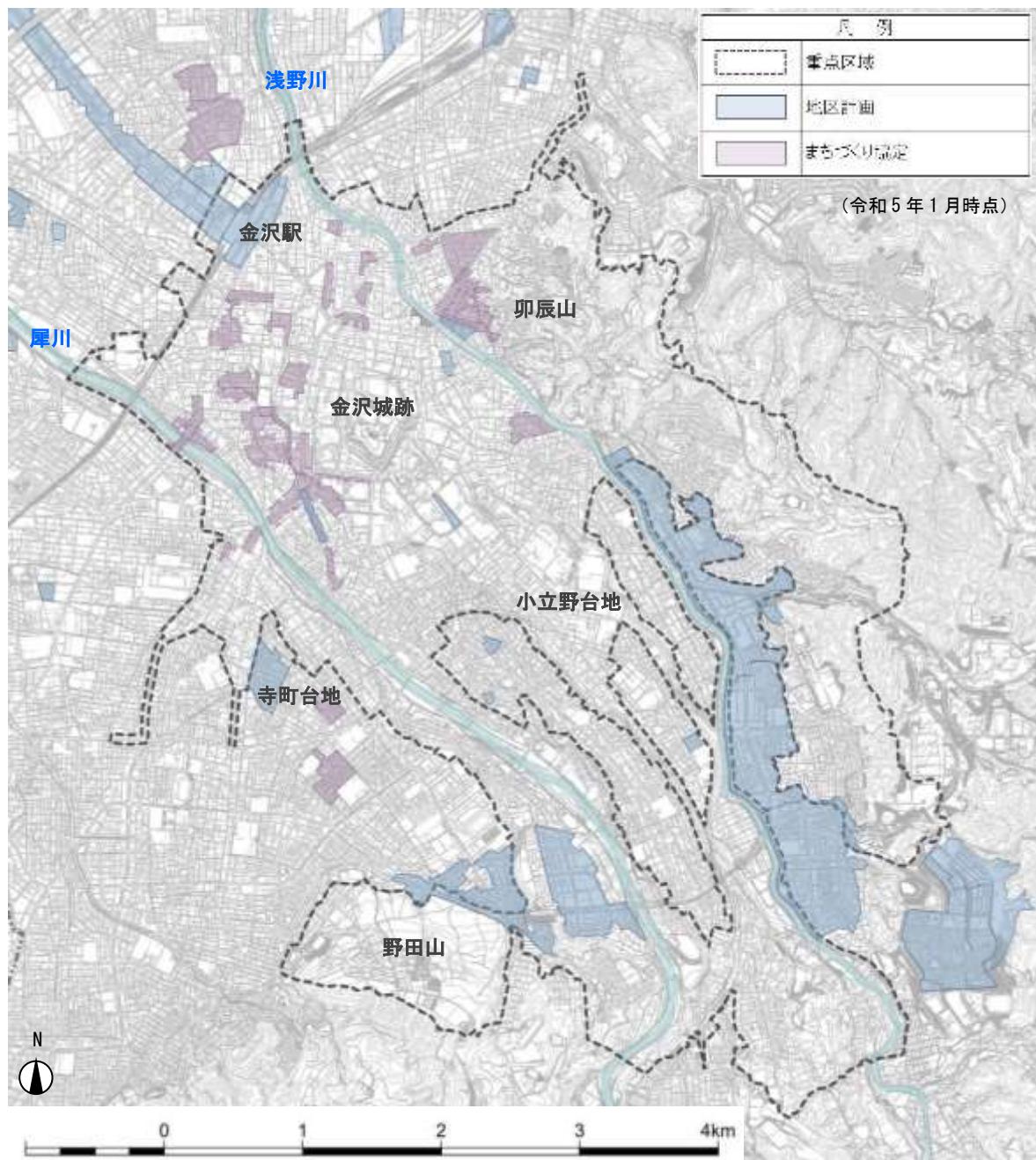
(1) 都市計画

本市は、平成21年（2009）に都市計画マスタープランを見直し、その中で旧城下町区域を重点地区として位置付け、歴史的風致の維持・向上を考慮したまちづくりの方針を掲げた。さらに、これまで未指定であった市街地の非住居系用途地域について高度地区の指定を行い、平成29年（2017）現在は、市街化区域の約66%に相当する5,659haを指定している。



また、良好な市街地環境の保全を図ることを目的に、郊外の土地区画整理事業施行地区の他、旧城下町の一部地区等において「地区計画」を導入し、地区の事情に応じた建築物の高さや用途についてルールを定めている。なお、地区計画で定めのない項目についても柔軟に対応するため、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」による「まちづくり協定」の導入を図っている。

今後さらに、住民協議を進めながら重点区域において「地区計画」、「まちづくり協定」の積極的な導入を図るとともに、「歴史的風致維持向上地区計画」の導入についても検討する。



さらに、金沢城跡や兼六園周辺、卯辰山、小立野台地、寺町台地、野田山、犀川、浅野川など、金沢の個性を示す地形構造の基盤を成す地区を中心に7地区、1,950.2haを風致地区として指定している。風致地区は第1～第5種の地区に分け、許可制で建築行為等を基準に基づき規制している。

また、犀川、浅野川の河岸段丘の斜面緑地では、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区として8.5haを指定し、保全を図っている。

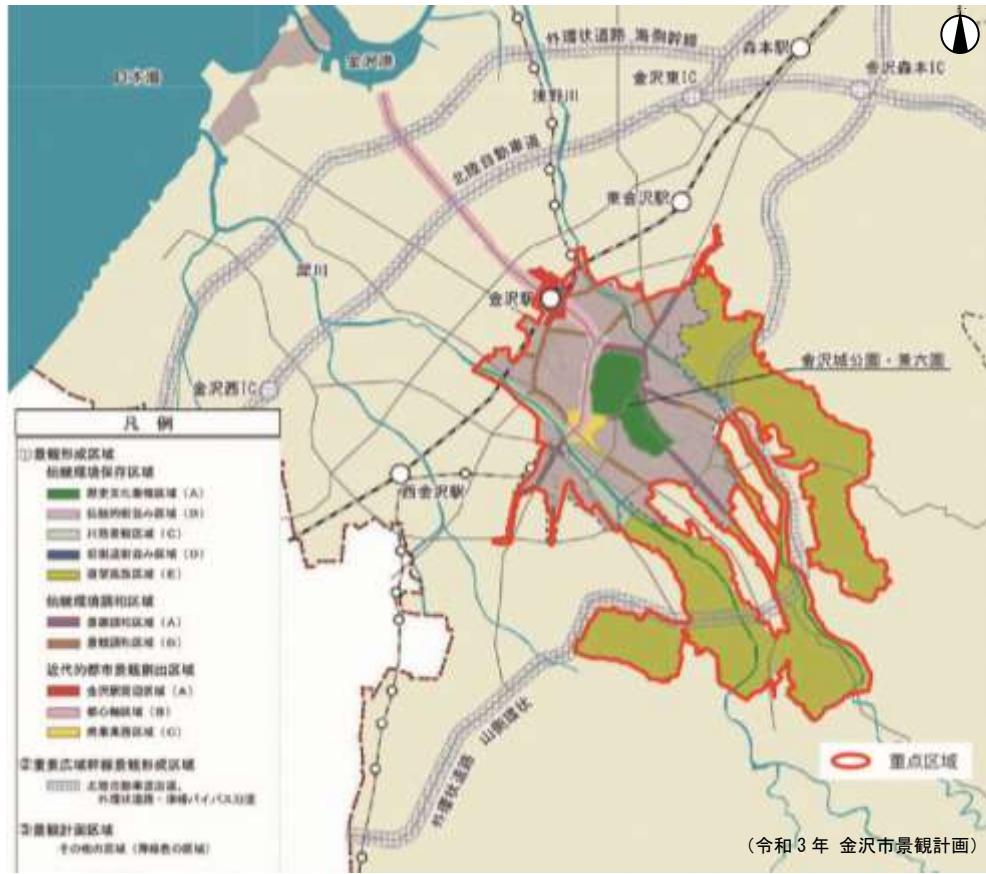
「風致地区」、「特別緑地保全地区」については、今後も重点区域に関わる地区を含め、継続して地区の保全を図る。



風致地区及び特別緑地保全地区と重点区域

以上、都市計画制度の活用を図ることにより、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関しての実効性が高まることとなる。

(2) 景観計画



景観条例指定区域と重点区域

本市では、平成21年（2009）に「金沢市景観総合計画」及び「金沢市景観計画」を策定し、重点区域を含む景観形成区域を定めている。景観形成区域では、届出制により、区域内における建築行為、木竹の伐採等について助言、指導、勧告を行い、旧城下町区域の良好な景観形成への誘導を図る。

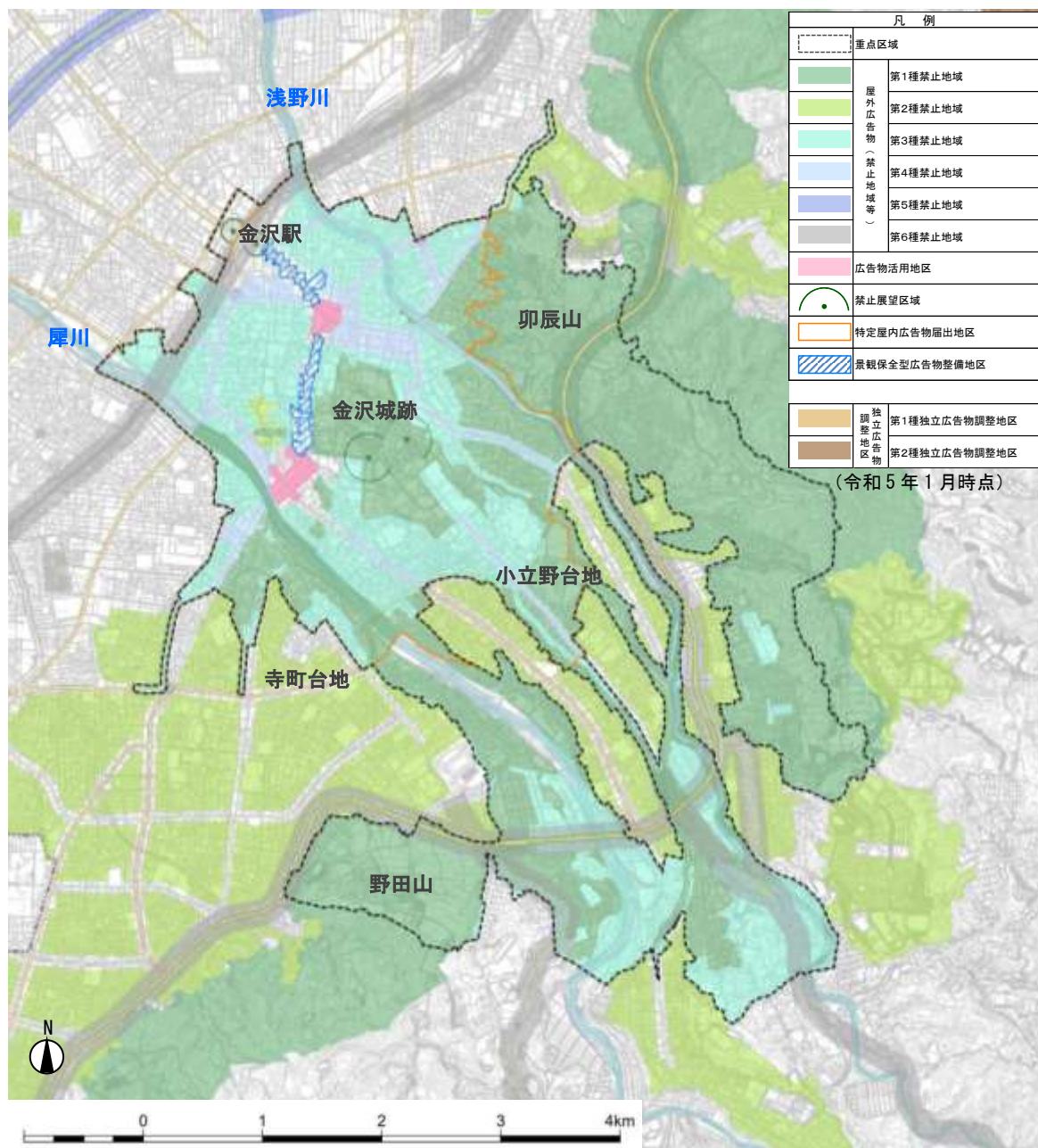
また、平成26年（2014）に長町武家屋敷跡周辺地区を北陸初の「景観地区」に指定し、これらの区域において建築物の高さや形態、意匠、色彩誘導を図るために詳細な景観形成基準を定めている。

今後も、景観計画に基づく良好な景観形成の誘導を図ることで、重点区域内における歴史的風致の維持及び向上を図る。

(3) 屋外広告物条例

本市では、「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づき第1～第6種の禁止地域、許可地域の他、広告物活用地区、禁止展望地域、特定屋内広告物届出地区、景観保全型広告物整備地区等の区域を指定し、広告物に関する規制誘導を行っている。近年、まちなかにおいては、屋内から屋外に向けた広告物についても規制対象とする条例改正を行い、屋外広告物との一体的な景観誘導を行っている。

広告物が新設、変更される際には原則として全件、本市独自の制度である屋外広告物審査会において個別審査を行い、色彩、デザイン等に関する指導、助言を行っており、今後も引き続き、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を一層高める。

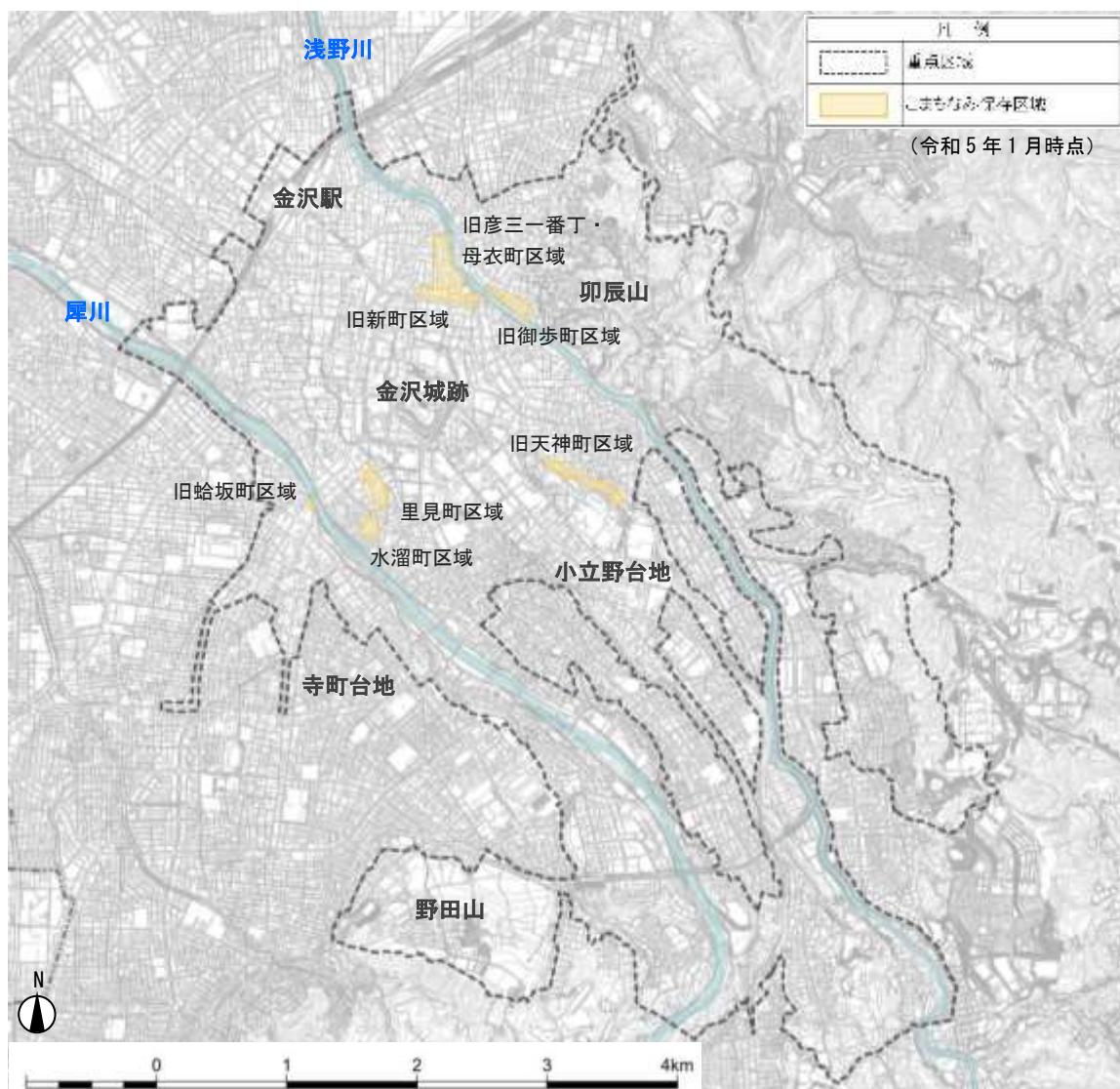


(4) 市独自条例

①「こまちなみ保存条例」

「こまちなみ」の「こ」は、歴史的風情が残る「古（こ）」とともに、ちょっとしたいい街並みの「小（こ）」の意味をあわせもっている。平成6年（1994）制定の「こまちなみ保存条例」により、条例に基づく区域として「こまちなみ保存区域」を指定し、届出制による建築行為等の規制、誘導を図っている。また、こまちなみには重要な建造物を「こまちなみ保存建造物」として登録し、その保存を図っている。また、条例に基づきこまちなみ保存委員会を設置しており、届出の内容等の審議を受け、助言、指導を行っている。指定区域は歴史的雰囲気を色濃く残す地区であり、文化財保護法の伝統的建造物群保存地区と類似する市独自の制度といえる。

今後も条例に基づく保存建造物の登録等の取り組みを推進し、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高める。



こまちなみ保存区域と重点区域

②「寺社風景保全条例」

藩政期に城下の3方向縁辺部に形成された寺院群は、^{えんべん}
寺社建築や境内地等の緑と一体となって歴史的な佇^{たたず}まいを残す風景となっている。

平成14年(2002)制定の「金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例」により、条例に基づく「寺社風景保全区域」として3寺院群のうち寺町寺院群^{こだつの}及び小立野寺院群を区域指定し、届出制により、建築行為、木竹の伐採等について助言、指導、勧告を行っている。区域ごとに寺社風景保全基準を定め、基準に基づく区域の保全を図っている。届出の内容等について必要な場合は、都市景観審議会の審議を受け、助言、指導を行っている。

今後も継続して条例に基づき、寺院群の景観保全を図り、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高める。



寺町寺院群（雨宝院付近）



小立野寺院群（松山寺付近）



注) 寺町寺院群は伝統的建造物群保存地区指定に伴い区域変更を行った。また、卯辰山山麓寺院群は伝統的建造物群保存地区指定を視野にいれていたことから、当初から指定を行わなかった。

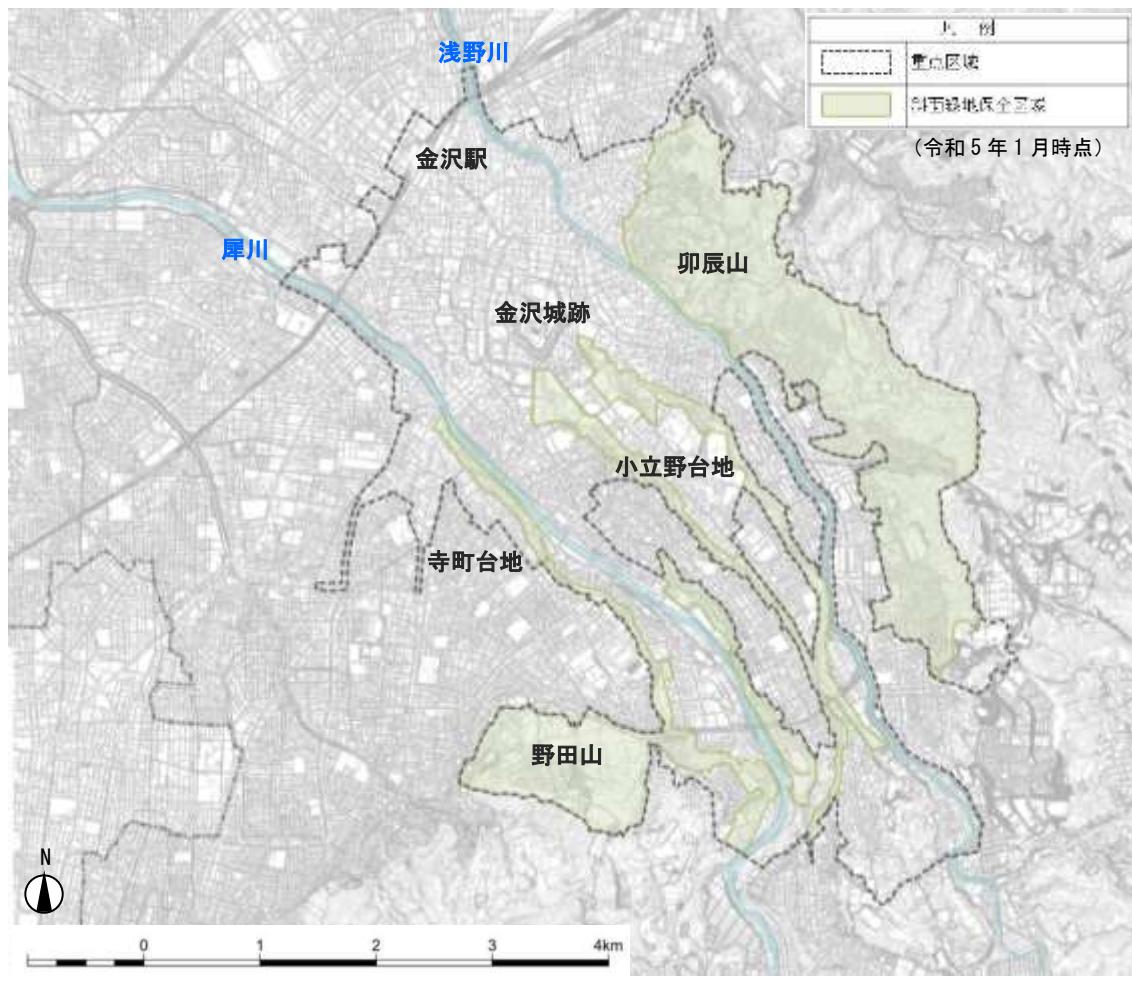
③「斜面緑地保全条例」

丘陵や台地の縁にある斜面緑地は、市街地の背景として貴重なグリーンベルトを形成している。平成9年（1997）制定の「斜面緑地保全条例」により、条例に基づく「斜面緑地保全区域」を指定し、届出制により、宅地の造成、木竹の伐採、建築行為について助言、指導、勧告を行っている。緑地の保全に関する事項、建築物その他の工作物の規模等及び形態に関する事項、動植物の生息・生育環境の保全に関する事項、崩壊防止その他都市防災上必要な事項に関する保全基準を定め、基準に基づく斜面緑地の保全を図っている。

今後も継続して条例に基づき斜面緑地の保全を図り、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高める。



卯辰山から見るこだつの小立野台地の緑と山並み



④「用水保全条例」

市内を流れる多くの用水は、街並みに豊かな表情を演出し、人々に潤いとやすらぎを与えていた。平成8年（1996）制定の「金沢市用水保全条例」により、条例に基づく「保全用水」を指定し、届出制により、用水及び用水に隣接する土地における工作物の設置や建築行為等について助言、指導、勧告を行っている。保全用水ごとに、用水景観、用水の開渠化、清流の



保全用水（鞍月用水）

確保、用水利用の4つを柱とする用水保全基準を定め、基準に基づき用水の保全が図られている。また、条例に基づき用水保全審議会を設置し、届出の内容等の審議を受け、助言、指導を行っている。

今後も条例に基づき用水の保全を図るとともに、保全用水を歴史的風致形成建造物として指定し、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高める。



⑤「川筋景観保全条例」

中心市街地に流れる犀川と浅野川は、水と緑に彩られた風情と趣のある川筋景観を形成し、市民の生活に潤いを与えていた。平成29年（2017）制定の「犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例」により、条例に基づく「川筋景観保全区域」を指定し、届出制により、工作物の設置や建築行為等について助言、指導、勧告を行っている。保全区域ごとに、周辺からの見え方に配慮した保全基準を定め、川筋景観の保全・形成を図っている。

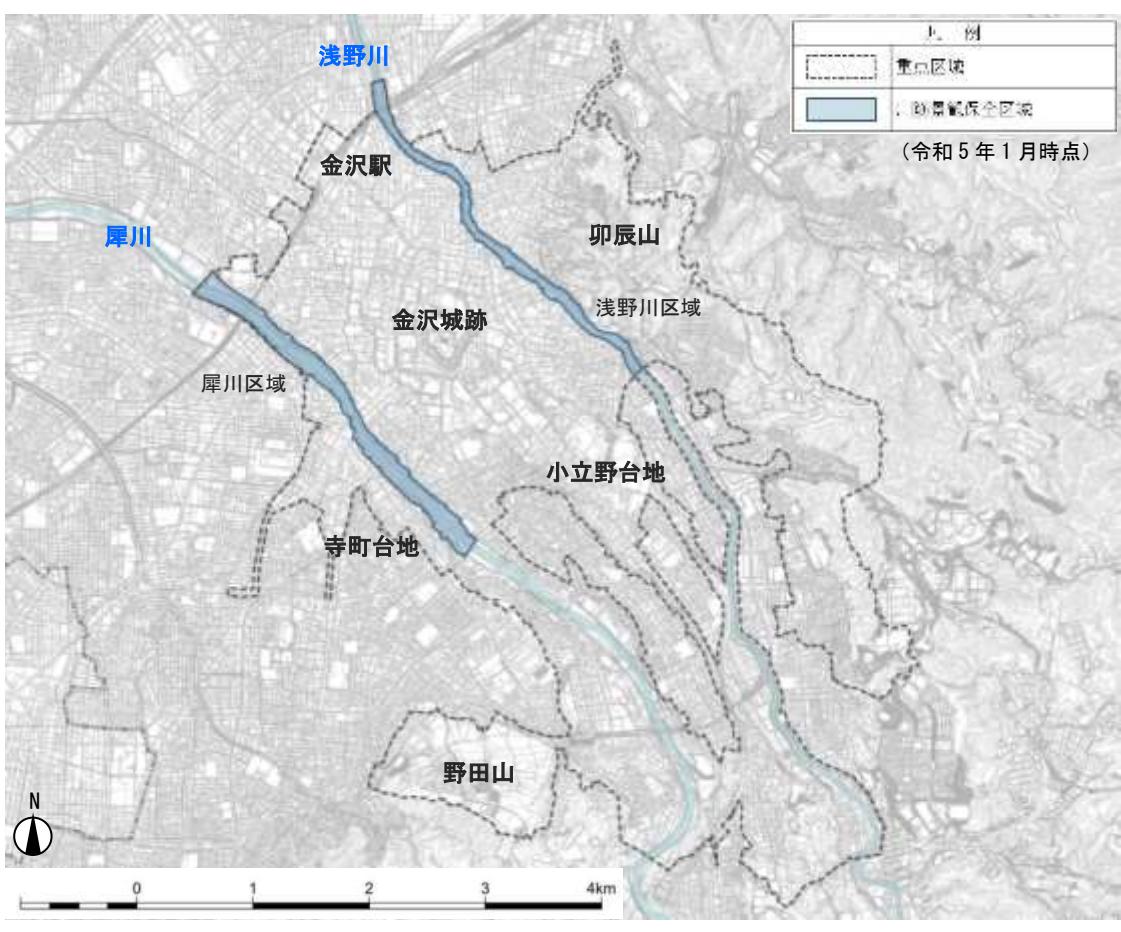
今後も条例に基づき、市民とともに美しい川筋景観の保全・形成を図り、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高める。



犀川桜橋からの眺望



浅野川大橋



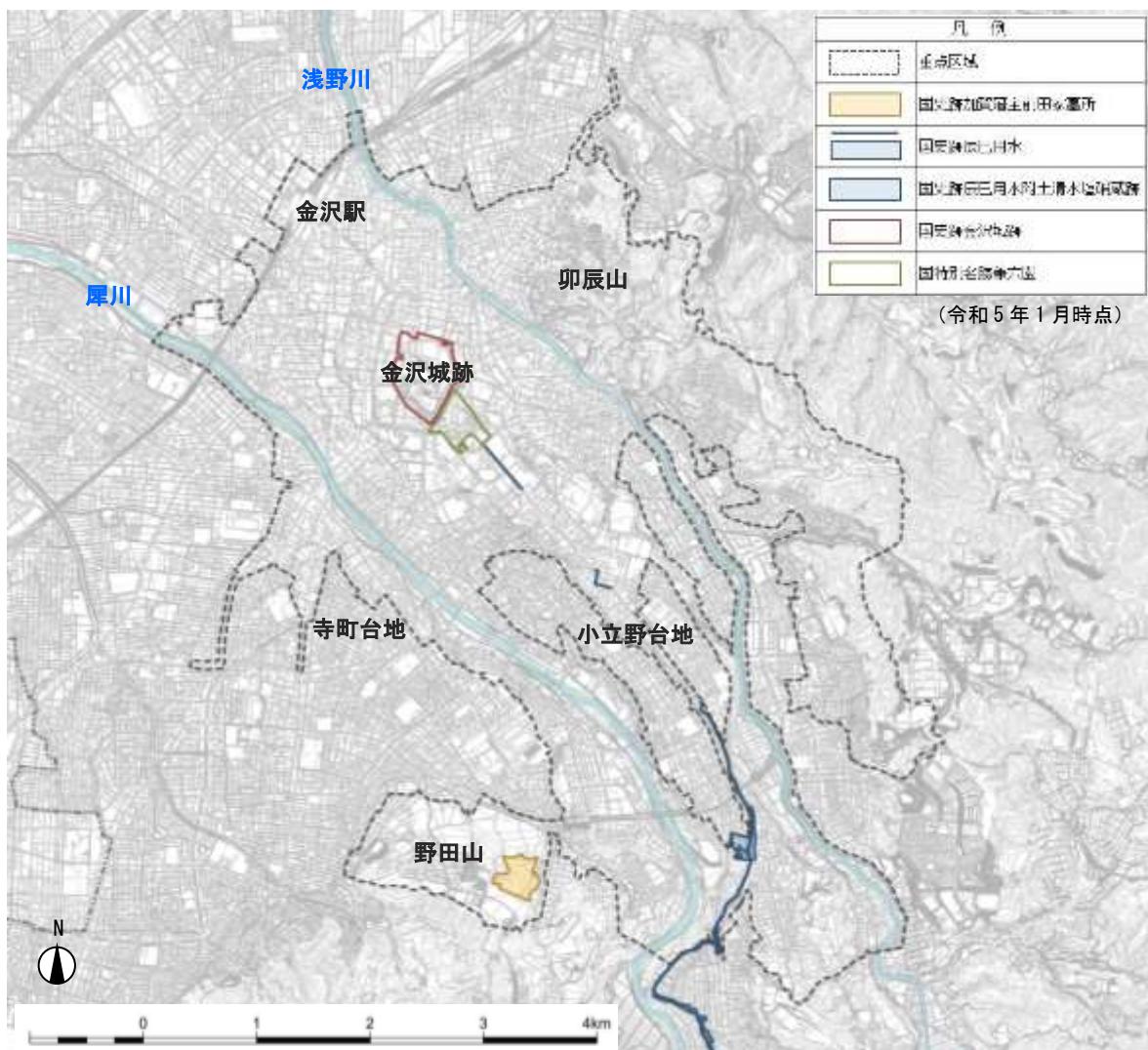
川筋景観保全区域と重点区域

(5) 国指定文化財の保存活用（管理）計画

令和3年（2021）12月に国認定を受けた金沢市文化財保存活用地域計画では、文化財の本質的価値を次世代へ確実に伝えていくため、文化財個別に保存活用計画を作成することが重要であるとしている。

金沢市に位置する国指定文化財は、現在7つの保存活用（管理）計画が策定されている。重点区域内では、「国史跡加賀藩主前田家墓所保存管理計画（平成22年（2010）3月）」、「国史跡辰巳用水保存管理計画（平成23年（2011）3月）」、「国史跡金沢城跡保存活用計画（令和3年（2021）3月）」、「国史跡辰巳用水 附 土清水塩硝蔵跡保存管理計画（平成26年（2014）3月）」、「国特別名勝兼六園保存管理計画（平成27年（2015）3月）」の5計画が策定されており、重点区域内の文化財の適切な保存管理の指針となっている。

今後は、既存の保存活用（管理）計画に基づき文化財の保全を図るとともに、他の文化財についても、その所有者や管理団体と協議・検討を進めながら、順次保存活用計画の策定を進め、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の実効性を高める。



保存管理計画策定文化財と重点区域

